

令和5年度行政事業レビュー 公開プロセス対象候補事業案

府省名	厚生労働省	公開プロセス開催日			6月2日(金)			
令和4年度 事業番号	事業名	令和4年度 補正後予算額 (単位:百万円)	令和5年度 当初予算額 (単位:百万円)	選定基準	事業概要	具体的な選定理由	想定される論点	備考
① 46	歯科衛生士に対する復職支援・離職防止等推進事業	140	88	ウ 長期的又は継続的に取り組んでいる事業等で、執行方法、制度等の改善の余地が大きいと考えられるもの	歯科衛生士の就業先は、近年多様化しており、現状では歯科診療所に限らず、病院や介護保険施設等の様々な場所で就業している。全体の就業者数は増加しているものの、こうした就業先の多様化等により、特に歯科診療所における歯科衛生士不足が指摘されており、復職支援・離職防止のために以下の取り組みを行っている。 (1) 研修指導者養成研修事業 (2) 技術修練部門整備・運営事業	受講者数も目標値を上回っているが、事業目的である復職支援・離職防止の観点で、投じた国費に見合う政策効果や実績が現れているか検証する必要があるため。	・成果実績が歯科衛生士の復職支援・離職防止の成果目標に見合ったものであるか、また、現在の成果指標が適切であるかの検証をする必要がある。 ・整備した設備や体制等が歯科衛生士の復職支援・離職防止のために十分に活用されているのか検証する必要がある。	
② 254	移植対策(造血幹細胞)事業	2,017	2,033	イ 事業の規模が大きく、又は政策の優先度の高いもの ウ 長期的又は継続的に取り組んでいる事業等で、執行方法、制度等の改善の余地が大きいと考えられるもの カ その他公開の場で外部の視点による検証を行うことが有効と判断されるもの	白血病等の治療に有効な造血幹細胞移植を推進するため、移植に用いる造血幹細胞の適切な提供の推進に関する法律に基づく「骨髄・末梢血幹細胞提供あっせん事業者」等が行う事業に要する経費の一部を補助する。 1. 骨髄等移植対策事業 法に基づく「骨髄・末梢血幹細胞提供あっせん事業者」である(公財)日本骨髄バンクが以下の事業を行う。 ①骨髄移植等のあっせんに関する事業 ②骨髄移植等に係る普及啓発に関する事業 2. 造血幹細胞提供推進事業 法に基づく「造血幹細胞提供支援機関」である日本赤十字社が以下の事業を行う。 ①骨髄データバンク登録事業 ②さい帯血移植対策事業 ③造血幹細胞移植患者・ドナー情報登録支援事業 ④造血幹細胞提供支援機関業務	公的臍帯血バンクを介した非血縁者間移植件数は令和2年度に過去最多を記録し、令和3年度も高水準で推移するなど、臍帯血に対する需要が高まっている状況である。「経済財政運営と改革の基本方針2022」においても、移植医療の推進が謳われており、臍帯血を含めた移植医療の推進は、政府全体で重要な政策と位置づけられている。 しかしながら、公開されている臍帯血の件数は右肩下がりで減少しており、今後も出生数の減少が見込まれる状況で、利用可能な臍帯血の確保が喫緊の課題となっていることから、必要な臍帯血の確保に向けた取り組みについて検討する必要がある。	今後も出生数の減少が見込まれる中で、 ・さい帯血の確保対策に係る成果を表す指標としては、現行ではさい帯血移植実施数となっているが、事業目的の達成状況を評価する適切な指標になっているか、検証する必要があるのではないかと。 ・普及啓発事業について、より効果的な手法がないか検討する必要があるのではないかと。	
③ 416	がん診療連携拠点病院機能強化事業等	8,183	6,054	イ 事業の規模が大きく、又は政策の優先度の高いもの ウ 長期的又は継続的に取り組んでいる事業等で、執行方法、制度等の改善の余地が大きいと考えられるもの カ その他公開の場で外部の視点による検証を行うことが有効と判断されるもの	がん対策基本法及びがん対策推進基本計画に基づき、がん患者がその居住する地域にかかわらず等しくそのがんの状態に応じた適切ながん医療が受けることができるよう、専門的ながん医療の提供等を行う医療機関の整備を図り、がん医療水準の均てん化(全国どこでもがんの標準的な専門医療を受けられるよう、医療技術等の格差を是正する。)を図るため、厚生労働大臣が指定した、「がん診療連携拠点病院」等が実施する「がん診療連携拠点病院機能強化事業」に対して財政支援を行う。 (主な事業内容) ・がん専門医等の育成 ・がん診療ネットワークの構築 ・がんの普及啓発 ・緩和ケアの提供体制の構築 ・がん患者やその家族に対する相談支援 等	がんは1981年以降日本人の死因第1位であり、高齢化等の影響により罹患者数・死亡者数が年々増加している状況である。「経済財政運営と改革の基本方針2022」においても、がん専門医療人材の養成を含めたがん対策の推進が謳われており、政府全体で重要な政策と位置づけられている。 当該事業は、専門的ながん医療の提供を行う医療機関の整備等を通じて、地域のがん医療水準の均てん化を図ることを目的としており、がん対策の基幹となる重要な事業である。当該事業の有効性を判断するにあたり、現在は「がんの年齢調整死亡率」及び「仕事と治療の両立ができる環境と考える人の割合」を設定しているが、両指標が当該事業を成果を判断するために適切な指標となっているか検証する必要がある。	・現行の成果指標である「がんの年齢調整死亡率」及び「仕事と治療の両立ができる環境と考える人の割合」については、確かに全国のがん医療提供体制が充実することによる成果を測りうる指標ではあるものの、本事業は「がん医療水準の均てん化」を目的として掲げていることから、均てん化のための事業の効果を測定できる適切な指標となっているか、検証する必要があるのではないかと。 ・がんに関する普及啓発については、各地域の「がん診療連携拠点病院」が地域住民等に対し、それぞれの創意工夫により行っているが、より効果的・効率的な手法がないか検討する必要があるのではないかと。	

令和4年度 事業番号	事業名	令和4年度 補正後予算額 (単位：百万円)	令和5年度 当初予算額 (単位：百万円)	選定基準	事業概要	具体的な選定理由	想定される論点	備考
④ 317	血液安全・安定供給等推進事業	157	146	ウ 長期的又は継続的に取り組んでいる事業等で、執行方法、制度等の改善の余地が大きいと考えられるもの カ その他公開の場で外部の視点による検証を行うことが有効と判断されるもの	<ul style="list-style-type: none"> 血液製剤の安全性向上を図るための新興感染症など新たなリスクに対する血液のスクリーニング手法の確立や、血液の安全性を確保するための核酸増幅検査（NAT）が日本赤十字社等において適切に実施されているかの精度管理等を国立感染症研究所において実施する。 将来にわたる献血血液の安定供給のため、若年層を対象とした啓発資材の作成や広報キャンペーンの展開、全国大会の開催などをとおして、献血の普及啓発を行う。 血漿分画製剤の国内自給体制の整備を図るため、我が国における製造・供給体制の検討や、諸外国における国内自給の状況等の血液事業の現状について調査を行う。 全国の医療機関における血液製剤の使用実態や適正使用に向けた体制の整備状況を調査し、各医療機関に対して適正使用に取組むよう働きかける。 	<ul style="list-style-type: none"> 現在「献血により確保された血液の量」がアウトカム指標として設定されており、毎年目標値は達成しているものの、近年若年層の献血者数の減少が目立っている。将来の献血基盤を支える若年層に献血の意義等を理解してもらおう観点から、「はたちの献血キャンペーン」を始めとした啓発事業を展開しているが、これらの事業の効果検証を行い、現行の指標の設定が適正かどうか検証を行う必要があるため。 啓発活動に限らず、若年層の献血者数の増加に向けて更に効果的な事業が考えられないか。 ※平成24年度行政事業レビューにおいて、「血液製剤対策事業」が「事業の廃止」という評価を得たことを踏まえ、日本赤十字社への補助金というスキームを廃止し、厚生労働省直轄事業として平成25年度に創設した。 	<ul style="list-style-type: none"> 現行のアウトカム指標である「献血により確保された血液の量」は例年達成されているが、現在は4,50代が大宗を占めており、「はたちの献血」キャンペーンをはじめとした若年層への啓発事業の効果測定する指標としては十分なのか、検証すべきではないか。 若年層の献血者数の増加に向けては、メディアやSNSを通して啓発活動を行っているが、より効果的な手法がないか検討する必要がある。 	
⑤ 491	第三次産業労働災害防止対策支援等事業（エイジフレンドリー補助金・職場における安全衛生意識の啓発事業）	1,026	893	イ 事業の規模が大きく、又は政策の優先度の高いもの	<p>休業4日以上労働災害は平成21年以降増加傾向にあり、その内容も変化し、機械による挟まれ・巻き込まれや高所からの墜落・転落といった設備に起因する災害に代わり、転倒や腰痛等の労働者の作業行動に起因する災害が支配的となってきている。</p> <p>この背景には、労働力の高齢化（身体機能や認知機能の低下）、産業構造の変化（第一次・第二次産業から第三次産業への労働力のシフト）や働き方の多様化に加えて、作業行動に起因する災害は軽微なものとの誤解により対策が軽視されている実態もある。</p> <p>このような状況の下、これらの災害を中心とした労働災害の減少を図るため、</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和2年に策定された「エイジフレンドリーガイドライン」に基づく高齢労働者の労働災害防止のために「エイジフレンドリー補助金」による支援を実施（高齢労働者の労働災害のリスクとなる環境要因の解消や転倒災害等防止のための運動指導等） 軽視されがちな労働者の作業行動に起因する災害の対策を促進するための事業者による好取組事例の表彰等を行う。 	<p>事業目的である労働災害防止に向けた補助事業等の事業内容について、投じた費用に見合う効果が得られているか、また、より効率的な手段・方法がないか検証する必要があるため。</p>	<ul style="list-style-type: none"> エイジフレンドリー補助金について、事業目的の達成のために効果的な手段となっているか検証するため、適切な成果指標を設定する必要があるのではないか。 取組事例の表彰や本事業の成果物等が事業者による対策の実施促進につながっているか検証する必要があるのではないか。 	
⑥ 529	未払賃金立替払事務実施費	22,082	11,411	イ 事業の規模が大きく、又は政策の優先度の高いもの ウ 長期的又は継続的に取り組んでいる事業等で、執行方法、制度等の改善の余地が大きいと考えられるもの カ その他公開の場で外部の視点による検証を行うことが有効と判断されるもの	<p>企業が倒産したために賃金が支払われないまま退職した労働者に対して、その未払賃金の8割を政府が事業主に代わって立替払するもの（立替払の対象となる賃金は定期賃金、退職手当）。</p> <p>立替払に必要な額を「未払賃金立替払事業費補助金」として独立行政法人労働者健康安全機構に交付し、事業主より得た回収金と同補助金と併せ、立替払の原資として本事業を実施している。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 事業開始後大きな制度の変更はなく、適切な事業の実施方法となっているか検証する必要がある。また、事業規模も大きいことから、事業実施における工夫がされているか検証する必要がある。 	<p>原材料等の高騰により倒産に至り、賃金が未払のまま退職を余儀なくされる労働者が増えることが想定される中、セーフティネットとしての本制度の確実・迅速な実施がより一層求められることとなる。立替金の早期支払のため、事業の運営方法を見直し、より効率的な方策を検討すべきではないか。</p>	

令和4年度 事業番号	事業名	令和4年度 補正後予算額 (単位:百万円)	令和5年度 当初予算額 (単位:百万円)	選定基準	事業概要	具体的な選定理由	想定される論点	備考
⑦ 673	求職者支援制度に必要な 経費	27,775	26,844	イ 事業の規模が大きく、又は政策の優先度の高いもの	<ul style="list-style-type: none"> ・求職者支援制度は、雇用保険の失業等給付を受給できない求職者が生活支援の職業訓練受講給付金（以下「給付金」という。）を受給しながら、無料の職業訓練を受講し、再就職、転職、スキルアップを目指す制度である。 ・求職者が一定の要件を満たせば、訓練受講を容易にするため月額10万円の給付金を支給する。 また給付金のみでは生活支援が不足する者のために求職者支援資金融資制度を設けている。 ・（独）高齢・障害・求職者雇用支援機構が認定した求職者支援訓練を行う実施機関に対し、訓練コースに応じ認定職業訓練実施奨励金の支給を行う（基礎コース月額6万円/人、実践コース月額5万円/人）。また、実践コースについては、就職実績に応じ、1人当たり月額1～2万円を付加して支給を行う。 	<p>新型コロナウイルス感染症を契機として非正規雇用労働者が働きながら訓練を受けやすくなるよう、受講給付金の支給要件の緩和や、短時間・短期間コースの創設等、段階的に特例措置を講じてきたほか、ハローワークに求所しない非正規雇用労働者に制度を知っていただけるよう、周知広報に取り組んできたところ。</p> <p>その実施状況や、特例措置の効果検証も踏まえつつ、どのような措置を講ずることが効果的かを検討する必要があるため。</p>	<p>今後、非正規雇用労働者の方も含め、誰もが主体的にスキルアップに取り組むための環境整備に向け、求職者支援訓練を促進していく上で、より効果的な手法・方策について検討を行うべきではないか。</p> <p>（デジタル分野への重点化、適正な訓練規模、周知広報の在り方 等）</p>	
⑧ 612	福島避難者帰還等就職支援事業	423	350	ウ 長期的又は継続的に取り組んでいる事業等で、執行方法、制度等の改善の余地が大きいと考えられるもの カ その他公開の場で外部の視点による検証を行うことが有効と判断されるもの	<ul style="list-style-type: none"> ①避難解除区域に帰還する労働者の雇用の安定に取り組む地域の関係者から構成される協議会に委託して、各種相談、就職支援セミナー等を実施 ②大都市圏（東京、大阪）、避難者が多い地域（宮城、新潟、山形、埼玉）に、職業生活を送る上で生ずる諸問題についての相談・助言を行うための福島就職支援コーナーを設置 ③協議会や福島就職支援コーナー等と連携し、福島県内の雇用創出の取組みを総合的に支援する就職支援コーディネーターを福島労働局に配置することにより、原子力災害の影響により避難している者等の福島への帰還・就職が進むよう、きめ細かな支援の実施 	<p>震災後一定以上の期間が経過していることを踏まえ、これまでの実績や支援策の効果等を分析し、事業の必要性やより効果的な内容に見直すことができないか検討する必要があるため。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・本件事業は平成25年度から実施しているが、震災発生から10年以上が経過し、事業の創設から約10年が経過する中で、これまでの事業実施により得られた知見等を活用しつつ、地域の実情、利用者や自治体のニーズを踏まえ事業の必要性を検討の上、より効率的、効果的な事業内容及び事業規模の見直しが必要ではないか。 ・支援メニューが多岐にわたっているが、各事業効果の測定やそれに基づくメニューの見直し等が適切に行われているかの検証が必要ではないか。また、現在の成果指標（就職件数）が適切な成果指標となっているかを検証した上で、各事業に適切な成果指標を設定すべきではないか。 	
⑨ 678	認定職業訓練助成事業費	1,051	1,020	ウ 長期的又は継続的に取り組んでいる事業等で、執行方法、制度等の改善の余地が大きいと考えられるもの カ その他公開の場で外部の視点による検証を行うことが有効と判断されるもの	<p>都道府県が一定の基準を充たすとして認定した中小企業事業主等が実施する職業訓練（以下「認定職業訓練」）の実施に要する経費について、都道府県が行う助成の一部を国が助成する。 都道府県に対する補助率1/2。（認定職業訓練助成事業費）</p> <p>広域的に行われる認定職業訓練を振興するため、認定職業訓練を実施する中小企業事業主の団体（その構成員が2以上の都道府県にわたるものに限る。）等が行う認定職業訓練の運営に要する経費の一部を助成する。 広域団体に対する助成率1/2、全国団体に対する助成率2/3。 （全国団体等認定職業訓練特別助成金）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・当該事業に係る補助対象訓練科数や訓練生数については、平成28年度の公開プロセス後横ばいで推移しているが（訓練生数＝H29年度（4.0万人）、H30年度（3.9万人）、R1年度（3.7万人）、R2年度（3.0万人）、R3年度（3.3万人）※）、事業の実態を把握するとともに、平成28年度の公開プロセスにおいて「事業全体の抜本的改善」との評価結果を受けており、それを踏まえた改善状況やさらなる見直しについて検討を行う必要があるため。 ※R1、2年度においては新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、やむを得ず中止となった訓練が多かったため訓練生が大きく減少している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・補助対象訓練科数及び対象訓練生数について改善の余地はないか。 ・予算規模が大きく変わっていないが、執行率が7～8割程度となっている理由を分析するべきではないか。 ・都道府県が行う助成の一部を国が補助するという制度上、執行率を上げるためには、都道府県と協力し、本制度の効果的な周知等を行うべきではないか。 	
⑩ 620	労働時間等の設定改善の促進等を通じた仕事と生活の調和対策の推進（テレワーク普及促進等対策）	1,923	543	イ 事業の規模が大きく、又は政策の優先度の高いもの ウ 長期的又は継続的に取り組んでいる事業等で、執行方法、制度等の改善の余地が大きいと考えられるもの	<p>適正な労務管理下における良質なテレワークの普及を図るため、以下の事業を実施。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・企業向けにテレワーク時の労務管理等のポイントなどを紹介するセミナーやテレワークによってワーク・ライフ・バランスを実現する先進企業等の表彰の実施 ・テレワークに関する企業等からの相談対応及びコンサルティング等の実施 ・中小企業事業主に対するテレワーク導入経費等の助成 	<ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染症対策としてこれまでにない規模でテレワークが実施されている状況を踏まえ、ポストコロナにおいて実施する内容が政策目的の達成手段として適切なものとなっているか検証する必要があるため。 ・助成事業の執行率が低調であり、国民や社会のニーズに即した内容となっているか、また予算規模が適正であるか検証する必要があるため。 	<ul style="list-style-type: none"> ・テレワーク相談センターに関する成果目標が未達成であり、事業内容が適切なものとなっているか。 ・人材確保等支援助成金（テレワークコース）の執行率が低調なことについて、要因分析がなされているか、手続き、助成内容等は適切なものとなっているか、また、予算規模は適切か。 	
⑪ 767	都道府県等による生活保護業務支援事業	503	120	カ その他公開の場で外部の視点による点検を行うことが有効と判断されるもの	<p>生活保護に関する面接相談・保護の決定に対応する生活保護関係職員に対する巡回指導や、人材育成等を行い、福祉事務所の質の向上を図る。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 令和5年度で事業創設5年目を経過する中、予算額に対する執行率が非常に低調であるため、適切な事業の実施方法や実態等となっているか成果目標と併せ、検証する必要があるため。 	<ul style="list-style-type: none"> ・執行率が非常に低調であることから、事業の内容や実施方法について、都道府県等の現場のニーズに沿ったものとなっているか検証・検討を行い、予算や事業の見直しを行うべきではないか。 ・成果目標が適切なものとなっているか（具体的なゴールはどの程度か）。 	

令和4年度 事業番号	事業名	令和4年度 補正後予算額 (単位:百万円)	令和5年度 当初予算額 (単位:百万円)	選定基準	事業概要	具体的な選定理由	想定される論点	備考
⑫ 821	中国残留邦人等に対する 支援給付事業	423	416	カ その他公開の場で外部の 視点による点検を行うことが 有効と判断されるもの	中国残留邦人等への支援給付等の円滑な実施のため、中国残留邦人 等の置かれている特別の事情に配慮するべく、中国残留邦人等に理 解が深く、中国残留邦人等の言葉である中国語又はロシア語が堪能 な支援・相談員を配置し、支援給付等に関する事務を行う職員の補 助業務（支援給付及び配偶者支援金に係る申請書の受付、認定に関 する書類の確認及び相談業務、支給要件の審査及び認定の調査等） や、家庭訪問を通じた中国残留邦人等の日常生活上抱えている問題 点を把握し、最も適した助言や日常生活上の相談等を行う。	事業開始から14年経過し、中国残留邦人等の減少と共に支援 給付金の受給者数が減少する中、支援・相談員の配置に係る 現在の予算規模や事業の実施方法が、中国残留邦人等のニー ズや地域の実情に適しているのか検証が必要なため。	・支援給付等の対象者が高齢化している状況の中、新たなニー ズの把握に努める必要があるのではないか。 ・地域の実情に応じた支援・相談員の配置になっているか、検 討が必要ではないか。	
⑬ 800	社会福祉施設等施設整備 費補助金	30,650	4,462	イ 事業の規模が大きく、又 は政策の優先度の高いもの ウ 長期的又は継続的に取り 組んでいる事業等で、執行方 法、制度等の改善の余地が大 きいと考えられるもの	地方自治体が策定する整備計画が着実に実施されるよう障害福祉 サービス等の基盤整備を図る。	本事業は例年、予算額に対して地方自治体からの協議額が 超過しており、地方自治体における障害福祉に係る整備計画 に充分に対応出来ておらず、計画と予算額が乖離している状 況にある。 そのため、運用内容の見直しを含め、本事業が適切な実施 方法や実態等となっているか検証する必要があるため。	・地方自治体の整備計画に基づき行う国に対する協議額が予算 額を大幅に超過していることから、必要な運用の見直しなどの 検討を行うべきではないか。	
⑭ 830	精神障害にも対応した地 域包括ケアシステムの構 築推進事業（地域生活支 援促進事業関係）	669	603	カ その他公開の場で外部の 視点による点検を行うことが 有効と判断されるもの	保健・医療・福祉関係者による協議の場を通じて、行政職員、医療 機関の職員、地域援助事業者、当事者、ピアサポーター、家族、居 住支援関係者等の様々な立場の者が協働し、市町村、障害保健福祉 圏域等の単位で精神保健医療福祉に関する重層的な連携による支援 体制を構築する。 また、精神障害者等の日常生活圏域を基本として、市町村などの基 礎自治体を基盤として進めていく必要があることから、都道府県等 は市町村との協働により、精神障害者等のニーズや、地域の課題を 共有化した上で、地域包括ケアシステムの構築に資する取組を推進 する。	本事業は、精神障害者等のニーズや、地域の課題を共有化 した上で、地域包括ケアシステムの構築に資する取組を推進 するため、平成20年度（本事業名称は平成29年度）から実 施されているが、創設から10年以上が経過し、適切な事業の 実施方法や実態等となっているか成果目標と併せ、検証する 必要があるため。	・本事業の内容が精神障害者等のニーズに沿った適切なもの （内容、実施方法等）となっているか。 ・成果目標が適切なものとなっているか（具体的なゴールはど こなのか）。	
⑮ 899	在宅福祉事業費補助金	2,491	2,411	カ その他公開の場で外部の 視点による点検を行うことが 有効と判断されるもの	老人クラブ活動等の活性化を図り、高齢者の生きがいや健康づくり を推進することにより、明るい長寿社会の実現と保健福祉の向上に 資することを目的とし、老人クラブ及び市町村や都道府県・指定都 市の老人クラブ連合会が行う各種活動等（高齢期の健康保持・増 進、高齢者相互の支え合い活動、子どもを見守る活動や防災など地 域の支え合いに資する事業、活動を推進する指導者の養成など）に 対する助成を実施する。	・高齢者数は増加する一方で老人クラブ数が減少傾向にある ため、その要因を検証するとともに、約1割の不用額が生じ ていることを踏まえ、事業の有効性や予算規模について検証 する必要があるため。 ・定量的な成果目標が定められておらず、高齢者の生きがい や健康づくりの推進及び地域共生社会の実現に向けた地域の 支え合いの推進にどの程度寄与しているのか、検証する必要 があるため。	・老人クラブの活動実態の把握や事業の有効性について検証す べきではないか。 ・事業の目的や性質を踏まえた目標の在り方について検討す べきではないか。	
⑯ 380	国民健康保険制度関係業 務事業費補助金	5,560	1,034	ウ 長期的又は継続的に取り 組んでいる事業等で、執行方 法、制度等の改善の余地が大 きいと考えられるもの	持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部 を改正する法律（平成27年法律第31号）の成立に伴い、平成30 年度以降、都道府県は当該都道府県内の市町村とともに国民健康保 険事務を行うことから、平成27～29年度において、国の主導によ り、国民健康保険中央会が、都道府県及び市町村が行う国民健康保 険事務の効率的な執行等を支援するための標準的な電算処理システ ム（国保保険者標準事務処理システム）の開発を行った。 平成30年度以降においては、制度施行後に円滑な事務処理を実施 するための国保保険者標準事務処理システムの機能改善・運用保守 等に要する経費を国民健康保険中央会に補助する。	・現在の成果指標が「国保保険者標準事務処理システムを導 入する都道府県数」や「市町村事務処理標準システムの導入 により標準化を図る市町村数」とされているが、本事業の効 果を示す適切な指標として事務処理の効率化にどの程度寄与 しているのか検証する必要があるため。 ・補助先である国民健康保険中央会が行う調達について、随 意契約等が大勢を占めている理由の分析や、調達方法につい て適切に検証する必要があるため。	・標準化システムは十分に活用され成果が出ているのか。（自 治体にとって活用しにくい事業になっていないか検証する必要 があるのではないか。） ・活動目標や成果指標は本事業の効果測定にあたり適切なもの となっているか。 ・随意契約が多いが調達方法は適切なものか。	

（注1）公開プロセス開催日が確定していない府省にあっては、「〇月△日頃」等の大まかな記載で差し支えない。（注2）事業番号欄には、令和4年度行政事業レビューにおける事業番号を記載する。

（注3）対象事業は事業単位で対象とすることとし、事業の一部のみを対象としないこと（なお、特に議論する必要のある箇所については、論点において整理すること。）。

（注4）選定基準欄は、「行政事業レビュー実施要領」の第2部3（1）①のア～カのいずれに該当するかについて記載する。

○「行政事業レビュー実施要領」（抄）第2部3（1）①

ア アウトカムの設定など、E B P M的観点から点検する必要があるもの

イ 事業の規模が大きく、又は政策の優先度の高いもの

ウ 長期的又は継続的に取り組んでいる事業等で、執行方法、制度等の改善の余地が大きいと考えられるもの

エ 事業の執行等に関して、国会の審議はもとより、会計検査院、総務省行政評価局、マスコミなど内外から問題点を指摘されたもの

オ 現年度に政策評価における実績評価の対象となる施策に関連するもの（複数可）

カ その他公開の場で外部の視点による点検を行うことが有効と判断されるもの